

愛媛県は、多島美を誇る瀬戸内海、西日本最高峰の石鎚山や雄大な四国カルスト、全国有数のリアス式海岸として知られる宇和海など優れた自然環境に恵まれ、また、温暖な気候は、清らかな水や豊かな緑など美しい自然を創出し、住みよい県土を形成しています。

愛媛県の環境の状況は、愛媛県公害防止条例や公害防止計画、協定、大気質及び水質の上乗せ排出基準や総量規制などのこれまで実施してきた公害防止対策や、瀬戸内海国立公園を始めとする自然公園や自然海浜保全地区の指定などの自然保護対策の推進により、全般的には良好な状況で推移しています。

さて、愛媛県の公害紛争処理のための組織は、「公害審査委員候補者名簿」方式で対応を図っており、現在の委員候補者は、法律関係3名、公衆衛生関係3名、産業技術関係3名、その他学識経験者3名の計12名で構成されています。制度が発足してから係属した事件は、調停件数5件となっており、その内訳は、平成8年度に1件、平成9年度に4件で、いずれも、松枯れ対策農薬散布大気汚染被害等に関するもので、現在、係属中の事件はありません。事務局は、県民環境部環境局環境政策課環境審査係が担当しています。

平成11年度の公害苦情件数は、816件であり、前年度に比べて250件（23.5%）減少し、

平成8年度から増加傾向にあった公害苦情件数も、減少に転じています。これは、前年度まで数多く寄せられていた小型焼却炉や野焼きによるごみの焼却、工場の排気・騒音に対する苦情が減少したものです。苦情の種類では、大気汚染が約45%と最も多く、次いで悪臭が約16%、騒音が約12%、水質汚濁が約11%となっています。

近年の環境問題は、地球温暖化やオゾン層破壊といった地球環境問題、ダイオキシン・環境ホルモン問題、廃棄物問題など、ますます複雑多様化しており、愛媛県では、「共に創ろう 誇れる愛媛」を基本理念に、環境先進県を目指す中で、「えひめ環境保全指針」や「愛媛県環境基本条例」に基づき、環境にやさしい愛媛づくりに懸命に取り組むとともに、「愛媛県環境保全率先行動計画」や「えひめ循環型社会推進計画」の策定、「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の制定、更には環境創造センターの設置など、環境施策を積極的に推進しています。

公害苦情や公害紛争につきましても、今後とも、適切かつ迅速な解決に努め、さわやかな環境と安心で快適な生活を楽しめる「愛媛」を築いていきたいと考えています。